

五戸町新型コロナウイルス感染症対策新社会人ふるさと定住奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に継続する状況において、感染リスクが高い密集を避け、ふるさと五戸町への定住を促進させるため、当該年度の予算の範囲内において、五戸町新型コロナウイルス感染症対策新社会人ふるさと定住奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる次の用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新社会人 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校を令和3年3月に卒業する者で、かつ30歳未満の者をいう。
- (2) 定住 五戸町の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。）に登録されていることをいう。
- (3) 県内企業 青森県内に店舗、営業所または事業所を有し、かつ暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力との関係を有していない企業をいう。
- (4) 正社員 労働基準法（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号に規定する労働契約の期間の定めがなく雇用されており、かつ、短時間労働者及び有期雇用契約者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者でない者をいう。
- (5) 五戸町出身 五戸町立小学校または中学校に在籍したことがある者、または青森県立五戸高等学校を卒業した者をいう。

(奨励金の交付要件)

第3条 奨励金の交付要件は、次のとおりとする。

- (1) 県内企業内定奨励金 五戸町出身の新社会人が、令和3年3月31日までに、県内企業から正社員として就職（内定を含む。）、かつ五戸町に新たに定住を開始する（従前より定住していることを含む。）場合において、県内企業内定奨励金を交付する。
- (2) ふるさと定住奨励金 新社会人が、令和3年3月31日までに、県内企業に正社員として就職（内定を含む。）し、かつ五戸町に新たに定住を開始する（従前より定住していることを含む。）場合において、ふるさと定住奨励金を交付する。

(奨励金等の額)

第4条 前条の定めにより交付する奨励金等の額は、次表のとおりとする。

奨励金の名称	奨励金額
県内企業内定奨励金	10万円。ただし1回限りとする。

ふるさと定住奨励金	15万円。ただし1回限りとする。
-----------	------------------

(奨励金の交付申請)

第5条 第3条に規定する奨励金の交付要件を満たし、または満たすことを確約し、交付を受けようとする者は、令和3年11月2日から令和3年3月10日まで（土日祝日及び12月29日から1月3日を除く。）に、五戸町新型コロナウイルス感染症対策新社会人ふるさと定住奨励金交付申請書兼概算払請求書（様式第1号）に、次表に示す書類を添えて町長に提出するものとする。

県内企業内定奨励金とふるさと定住奨励金は、一括して申請することができるものとする。

奨励金の名称	添付書類
県内企業内定奨励金	<p>○全員に共通して必要な書類</p> <p>①卒業（見込）証明書</p> <p>②（様式第2号）就職（内定）証明書 ※発行日が申請日から3か月以内のもの</p> <p>③本人確認書類の写し ※マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等のいずれか</p> <p>④本人名義の通帳の表紙またはキャッシュカードの写し</p>
ふるさと定住奨励金	<p>○資格等取得を条件として就職内定をうけている者のみ必要な書類</p> <p>⑤資格等の取得が確認できる書類 ※申請時に取得していない場合は、取得後速やかに提出すること</p> <p>○青森県立五戸高等学校卒業生として、県内企業内定奨励金を申請する者のみ必要な書類</p> <p>⑥青森県立五戸高等学校が発行する卒業証明書</p>

(奨励金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があった場合は、内容を審査し、奨励金を交付することが適当であると認めるときは、五戸町新型コロナウイルス感染症対策新社会人ふるさと定住奨励金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとし、奨励金を概算払いにより交付するものとする。

(交付金の額の確定)

第7条 町長は、前条の規定により交付の決定をした者について、令和3年3月31日の居住状況等を確認し、奨励金の額を確定し、五戸町新型コロナウイルス感染症対策新社会人ふるさと定住奨励金交付確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき
- (2) この要綱等に違反していることが認められたとき

(奨励金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により交付決定の取消しをした場合において、すでに奨励金を交付しているときは、期限を定めて、交付した奨励金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和2年10月28日 五戸町告示第131号)

この要綱は、令和2年10月28日から施行する。

年 月 日

五戸町長 若 宮 佳 一 様

住 所 _____
氏 名 _____ 印
電 話 番 号 _____

五戸町新型コロナウイルス感染症対策新社会人ふるさと定住奨励金
交付申請書兼概算払請求書

五戸町新型コロナウイルス感染症対策新社会人ふるさと定住奨励金交付要綱第5条の規定に基づき、裏面の内容について誓約の上、次のとおり五戸町新型コロナウイルス感染症対策新社会人ふるさと定住奨励金の交付を申請し、概算払いにより請求します。

1 申請者区分 ※該当する項目全てに☑してください。

- 五戸町立小学校または中学校に在籍したことがある者
- 青森県立五戸高等学校を卒業した者
- 上記以外

2 請求する奨励金 ※該当する項目全てに☑してください。

- 県内企業内定奨励金
- ふるさと定住奨励金

3 振込先口座 ※口座種目は、普通、当座などを記入してください。

金融機関名	支店名	口座種目	口座番号
口座名義人 (本人名義)	(フリガナ)		

4 誓約内容の確認

- 裏面記載の誓約内容を確認しました。※必ず確認の上、☑してください。

様式第1号（第5条関係）（裏面）

1 誓約内容

- （1）申請の内容は事実に相違ありません。奨励金の受領後、申請の内容に虚偽があった、またはこの要綱等に違反していることが認められた場合は、五戸町新型コロナウイルス感染症対策新社会人ふるさと定住奨励金交付要綱第9条の規定に基づき奨励金の全額を返還します。
- （2）私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の規定する暴力団員に該当しません。
- （3）五戸町に定住していることを確認するため、五戸町が保有する住民基本台帳情報により、五戸町が確認することについて同意します。

様式第2号（第5条関係）

就職（内定）証明書

※太線の枠内は、就業（内定）先の企業の方が記入してください。

現住所	※就職（内定）証明を企業に依頼した日現在の住所を記入。	
(ふりがな) 氏名		
生年月日	平成	年 月 日
採用(予定)年月日	令和	年 月 日
採用条件とする 資格等の有無	有・無	※有の場合は、資格等の名称を記入してください。
雇用形態（予定）	<input type="checkbox"/> 正社員として雇用する。 ※正社員とは、労働基準法（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号に規定する労働契約の期間の定めがなく雇用されており、かつ、短時間労働者及び有期雇用契約者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者でない者をいう。	
その他	<input type="checkbox"/> 青森県内に店舗、営業所または事業所がある。 <input type="checkbox"/> 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力との関係を有していない	
上記のとおり	{ 在職している 採用が内定している }	} ことを証明します。 年 月 日
企業所在地		
企業名		
証明者職・氏名 (代表者・所属長等)		
	印	

【留意事項】

- 1 不要な文字については、——で抹消してください。
- 2 証明者の印は、社印または職印を押印してください。

様

五戸町長 若 宮 佳 一

五戸町新型コロナウイルス感染症対策新社会人ふるさと定住奨励金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった五戸町新型コロナウイルス感染症対策新社会人ふるさと定住奨励金については、五戸町新型コロナウイルス感染症対策新社会人ふるさと定住奨励金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

奨励金は、あなたが指定した口座に下記のとおり振込みいたします。

なお、同要綱第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、同要綱第9条の規定に基づき、奨励金の全額を返還することになります。

記

- 1 奨励金の名称
- 2 奨励金の額 金 円
- 3 振込予定日 年 月 日

【説明】

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部を取り消すことができる。

- （1）虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき
- （2）この要綱等に違反していることが認められたとき

（奨励金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により交付決定の取消しをした場合において、すでに奨励金を交付しているときは、期限を定めて、交付した奨励金の全額を返還するよう命ずるものとする。

様

五戸町長 若 宮 佳 一

五戸町新型コロナウイルス感染症対策新社会人ふるさと定住奨励金
交付確定通知書

年 月 日付けで交付決定した五戸町新型コロナウイルス感染症対策新社会人ふるさと定住奨励金については、五戸町新型コロナウイルス感染症対策新社会人ふるさと定住奨励金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

交付決定額（A）	交付済額（B）	交付確定額（C）	要返還額（B－C）
円	円	円	円